

1. 「労働契約法」公布 ～H20. 3月施行に向けて～

2007年(平成19年)12月5日、「労働契約法」が公布されました。労働契約法の施行日は「公布の日から起算して3カ月以内、の政令で定める日とされていますので、遅くとも2008年3月4日ということになります。

労働契約法は、労働契約に関する基本的なルールを定めることによって、労働者の保護を図り、労使間における紛争を防止することを目的としています。労働契約法の多くは、これまで裁判で積み重ねられてきた判例を法文化したものです。意外かもしれませんが、今まで労働契約全体を取り上げた法律は存在しませんでした。労働基準法は一部(解雇の有効・無効の判断基準)を除き、労働条件の最低基準を刑罰と監督をもって確保しようという、強行法規にすぎません。そのため、雇用の現場で起こるトラブルに対しては、判例を基準にして判断していました。しかし、判例によるルールは個々の事案の解決手段の積み重ねにすぎず、どうしても判断をしづらいものもあり、今日の人事労務をめぐる状況はめまぐるしい変化で予測がつかない事例も多く存在しました。

そこで、「労使当事者が社会経済状況の変化に対応して実質的に対等な立場で自主的に労働条件を決定することを促進し、紛争の未然防止等を図るため、労働契約に関する公正かつ透明なルールを定める新たな法律(労働契約法)が必要」となったわけです。つまり、人を雇うことに関する、さまざまなことがらを判断する際の、有力な基準になり得るのです。なお、就業規則の内容が労働契約の内容になるということは、判例で確立された考えです。この判例法理も、労働契約法に明記されました。今後、就業規則の位置づけがこれまで以上に大きなものとなっていくでしょう。



2. 労災保険のかかり方について (基本編)

なにがとも、日頃の備えが大切！今回は、不幸にして労災事故が発生した場合の対応について、書いてみました。

事故にあっけがをしたら、何より速やかにお医者さんに診てもらいましょう。業務上や通勤途上の事故の場合は「労災保険指定医」のほうが何かと便利です(外科の病院や診療所はほとんどが指定されています)。

受付では必ず、労災である旨、申告してください。気を付けなければならないのは、労災事故には、健康保険は使えないという点です。健康保険を使ってしまうと、後での手続きが面倒になりますし、それが労災隠しと判断されれば、犯罪となってしまいます。

事故直後の受診のときに申請書はその場では提出できませんから、後で作成したものを提出します。病院によっては保証金等を預かる場合がありますが、それは申請書を提出すれば、返金されます(なるべく当月内で行います)。

その後は状況に応じて、各種の手続きを行うこととなります。例えば、労災事故が発生したことについての報告、その後も治療を受ける場合の治療費の申請、休業補償を受ける為の申請などです。

以上、一般的な流れを書きましたが、病院にかかった直後、すぐに社会保険労務士にご連絡をください。上記に必要な書類を急いで作成したり、事業主の対応(休んでいる間の給与はどうする?とか)についてご案内します。なお、自動車事故の場合は、別途書類を作成するなど面倒な問題がありますので、詳しくはお問い合わせください。

3. PR: セミナーのご案内(日本法令主催 社労士独立・開業セミナー)

1月12日～2月10日の間、全12回、日本法令主催「社会保険労務士独立・開業セミナー」が開催。そのうちの1コマの講師を、秋山が担当することになりました。対象者はこれから社労士事務所を開業予定の方。うー、考えただけで、ふるえます、...

編集後記

社保庁がはりきっていた「ねんきん特別便」も、1月上旬時点で3万件(たった7%)程度の返答率。徴収実績を上げるため、保険料滞納事業所に「全喪届」を勧めたり、標準報酬の引き下げ指導をしたり、従業員の年金を考えると一歩間違えると犯罪と言われかねない対応をしている社保庁はまるでいいとこなし。そんな事情をあげたいと、私のところにも大手ニュース番組のプロデューサーから複数問い合わせがきました(話せないからもちろん断ったけど)。こういう問題をきっかけに社労士も知名度があがるというのは、うれしいような、なんともいえない複雑な気持ちです。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
社会保険労務士
秋山幸子(登録NO.13050514)
三鷹市下連雀4-15-33-710
TEL:0422-44-9487
FAX:0422-44-9477
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)